

事務連絡  
令和8年2月18日

公益社団法人 日本看護協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課  
医療課医療指導監査室

オンライン資格確認未導入の指定訪問看護事業所を対象とする  
指導について（周知）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、オンライン資格確認が未導入の場合には対応するよう関係者の皆様に周知いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

事務連絡  
令和8年2月18日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課  
医療課医療指導監査室

オンライン資格確認未導入の指定訪問看護事業所を対象とする指導について

指定訪問看護事業所（以下「訪看ステーション」という。）については、令和6年12月2日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところです。

今般、オンライン資格確認の導入が義務であるにもかかわらず未導入であり、有効な経過措置の届出がなされていない訪看ステーション（以下「未導入施設」という。）を対象として、eラーニング方式による集団指導を下記により実施することとしますので、遺漏なきようお願いいたします。

#### 記

未導入施設を対象とした集団指導については、eラーニング方式により実施することとします。

##### （1）eラーニング方式による集団指導の概要

未導入施設がインターネットを介してeラーニングシステムにログインし、指定された動画コンテンツを視聴することによって実施します。

##### （2）対象となる未導入施設について

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から別途提供する未導入施設が対象となります。

##### （3）受講案内について

受講案内については、厚生労働省から未導入施設に対して送付します。

なお、受講案内は各厚生（支）局名を記載した封筒（別紙1「封筒例」）に未導入施設毎のID及びログインパスワード、照会先として都道府県事務所等名、連絡先を記載した受講案内を同封して送付します。（別紙2「受講案内例」）

(4) 指導実施日等

① 受講案内送付日

令和8年2月20日（金）

② 視聴期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月19日（木）まで

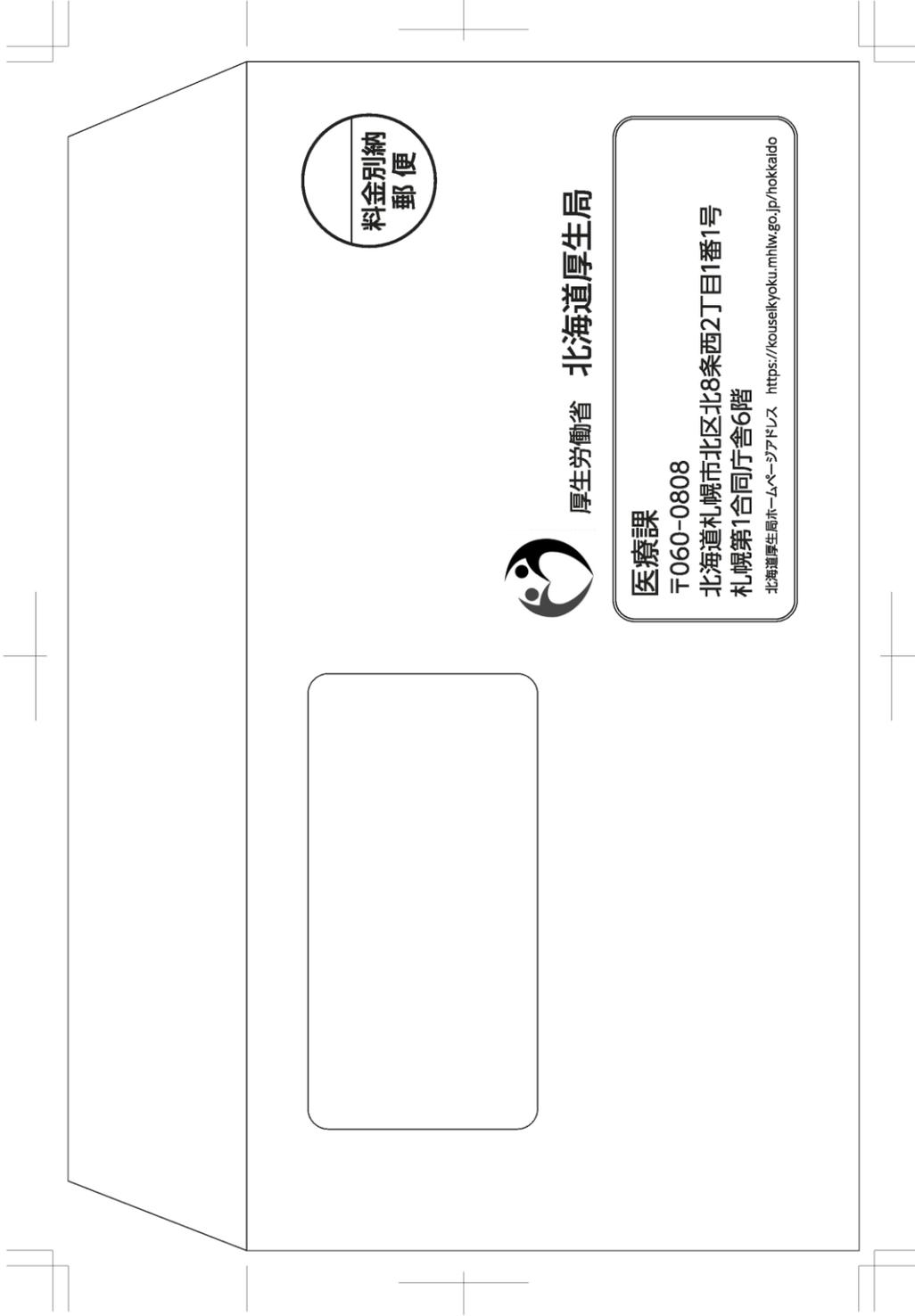
(5) eラーニング方式による集団指導の出席の確認について

集団指導の対象となる未導入施設は、指定された動画コンテンツの視聴を完了することにより、集団指導に出席したこととなりますが、出席の確認については厚生労働省において確認しますので、地方厚生（支）局において、出席の確認をしていただく必要はありません。

(6) その他

インターネット環境等の理由によりeラーニングによる集団指導を受けることができない等の未導入施設があった場合には、資料を送付するなど柔軟に対応願います。

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)



235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納  
郵便



厚生労働省 東北厚生局

医療課

〒980-8426

宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20

花京院スクエア21階

東北厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納  
郵便



厚生労働省 関東信越厚生局

医療課

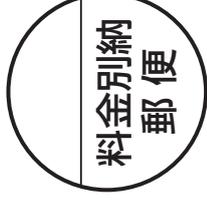
〒330-9713

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館7階

関東信越厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu>

235x120+35 (罫90x45 左から24 底から63)



厚生労働省 東海北陸厚生局

医療課

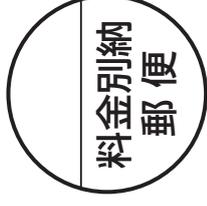
〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館6階

東海北陸厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihoukuriku>

235x120+35 (罫90x45 左から24 底から63)



厚生労働省 近畿厚生局

医療課

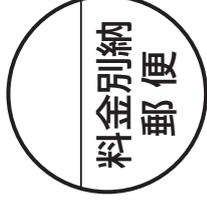
〒541-8556

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館3階

近畿厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)



厚生労働省 中国四国厚生局

医療課

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎4号館2階

中国四国厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納  
郵便



厚生労働省 四国厚生支局

医療課

〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館5階

四国厚生支局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納  
郵便



厚生労働省 九州厚生局

医療課

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8

住友生命博多ビル4F

九州厚生局ホームページアドレス <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu>

令和8年2月

〒XXX-XXXX

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇

〇〇訪問看護ステーション 様（管理者様）

〇〇厚生局

オンライン資格確認導入のためのeラーニング（集団指導）の実施について  
（ご案内）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月から指定訪問看護事業所にオンライン資格確認の導入が義務化されたところです。

有効な経過措置の届出がなされておらず、オンライン資格確認が未導入の事業所に対して、これまで導入に向けて様々な働きかけ（裏面参照）を行ってまいりましたが、貴事業所においては現時点でオンライン資格確認が導入されていません。

つきましては、下記のとおりeラーニング（集団指導）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴してください。

記

1 目的

事業所の開設者、管理者を対象に、オンライン資格確認の義務化に関する内容や導入の進め方、サポート等についてご説明し、オンライン資格確認の導入を促すことを目的としています。

2 視聴方法

別紙1のURL等からログインページにアクセスし、eラーニング用動画（約13分1本）を視聴してください。なお、インターネット環境等の理由により、eラーニングの受講が困難な場合、以下の連絡先までお尋ねください。

3 ログインID・パスワード（全て半角）

ログインID：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

パスワード：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（連絡先）

〇〇厚生局 〇〇事務所

〒XXX-XXXX

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇

電話 XXX-XXX-XXXX

#### 4 視聴可能期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月19日（木）まで

#### 5 その他

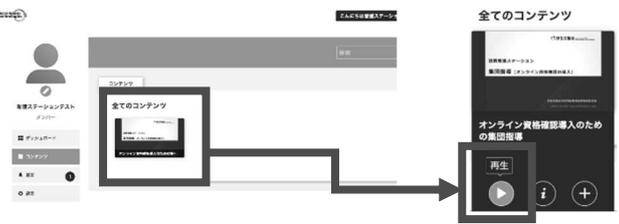
- ・オンライン資格確認を導入しない場合（有効な経過措置の届出がなされた場合を除く。）には、個別に導入を促すこととなりますのでご注意ください。なお、経過措置に該当すると思われる場合、別紙2の方法で届出を行ってください。
- ・令和8年1月5日以降にオンライン資格確認を導入した、もしくは、経過措置の届出を行った事業所については、行き違いとなりますので、ご容赦ください。
- ・既に廃止・休止しているにもかかわらず、本文書が届いた場合は、所管の地方厚生（支）局に廃止・休止の届出を行ってください。
- ・導入に当たってご不明な点に対応するため、オンライン資格確認等コールセンター【0800-080-4583 月～金（祝日を除く）8:00～18:00、土（祝日を除く）8:00～16:00】、医療機関等向け総合ポータルサイト内「お問い合わせ」ページ（[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com\\_med\\_inquiry](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry)）を設置して相談をお受けしています。  
また、本eラーニング（集団指導）に関するご照会は表面に記載の連絡先に、視聴方法に関しては別紙1に記載のメールアドレスにお問い合わせください。

（参考）オンライン資格確認を未導入の事業所への働きかけについて

- ・令和6年12月以降、オンライン資格確認を未導入の訪問看護事業所（以下、「未導入事業所」という。）に対し、電話及び電子メールにて導入の勧奨、経過措置に該当する場合はその旨を届け出ることを連絡しました。
- ・令和7年5月に未導入事業所に対して、文書により導入勧奨及び経過措置に該当する場合はその旨を届け出ることを求める連絡等をしました。
- ・令和7年8月に未導入事業所に対して、文書により重ねて導入勧奨及び経過措置に該当する場合はその旨を届け出ることを求める連絡等をしました。

## eラーニング用動画の視聴手順

以下の手順でeラーニング（集団指導）用の動画を視聴してください。  
視聴手順に関するご照会は、以下のメールアドレスにお問い合わせください。  
メールアドレス：[kensyu25@e-webinar.net](mailto:kensyu25@e-webinar.net)

<p>①右のURLまたは二次元コードからログインページにアクセス</p>	<p>URL：<a href="https://ewebinar.uishare.co">https://ewebinar.uishare.co</a> 二次元コード：</p>
<p>②同封のeラーニング（集団指導）の実施についてのご案内の表面の3に記載のログインID・パスワードを入力してログイン ※全て半角で入力</p>	
<p>③「オンライン資格確認導入のための集団指導」を選択 ※視聴する動画は1本のみ（約13分）</p>	 <p>再生 (▶) を押す</p>
<p>④動画を視聴し、画面右上の表示が「100%」となっていれば、視聴が完了</p>	

※視聴を完了しなければ、集団指導を受講したとみなされませんのでご注意ください。

## 経過措置の届出について

- 下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から経過措置の届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。

やむを得ない事情	期限
電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで
令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和7年6月末まで）
オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されていない訪問看護ステーション（ネットワーク環境事情）	オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6か月後まで
改築工事中の訪問看護ステーション	改築工事が完了するまで
廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	廃止・休止するまで （遅くとも令和7年6月末まで）
その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション ・常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合 ・その他上記の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで

(※) 医療保険分のレセプト請求がない施設は、その旨を記載した猶予届出をご提出いただければ経過措置の適用を受けることができます。

また、レセプト請求がごく少数の施設は、その旨と具体的な件数を記載した猶予届出をご提出いただくことで、経過措置の適用を受けられる場合があります。

- 経過措置の届出は、以下の二次元コードより行ってください。なお、届出には医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。



**訪問看護ステーション**

**集団指導（オンライン資格確認の導入）**

# はじめに

ただ今から、eラーニングによる集団指導が始まります。  
最後まで視聴していただき、

**画面右上の表示が「100%」になっていたら、受講完了です。**

なお、動画を途中で飛ばすと、受講完了したことにはなりません  
のでご注意ください。

1. オンライン資格確認について
2. オンライン資格確認の義務化について
3. オンライン資格確認等に関するサポートやマイナ保険証利用促進

# オンライン資格確認の導入に係る集団指導について

## 令和6年12月2日から、訪問看護ステーションにおいて、 オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入が義務化

### 集団指導

- 「指定訪問看護の取扱い、訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底させること」（指導要綱）を主眼として、指定訪問看護事業者や訪問看護ステーションの看護師等を対象に行われる厚生労働大臣等の指導の一形態（根拠法令：健康保険法第91条、国民健康保険法第54条の2の2等）
- 対象：未導入であり、有効な経過措置の届出がなされていない訪問看護ステーション

### 速やかにオンライン資格確認を導入するようにしてください（※）

- なお、やむを得ない事情がある場合、経過措置の届出を行ってください
- 集団指導を実施した上で、なおオンライン資格確認を導入しない場合（経過措置の届出を行った場合を除く）には、個別に改善を促すこととなります

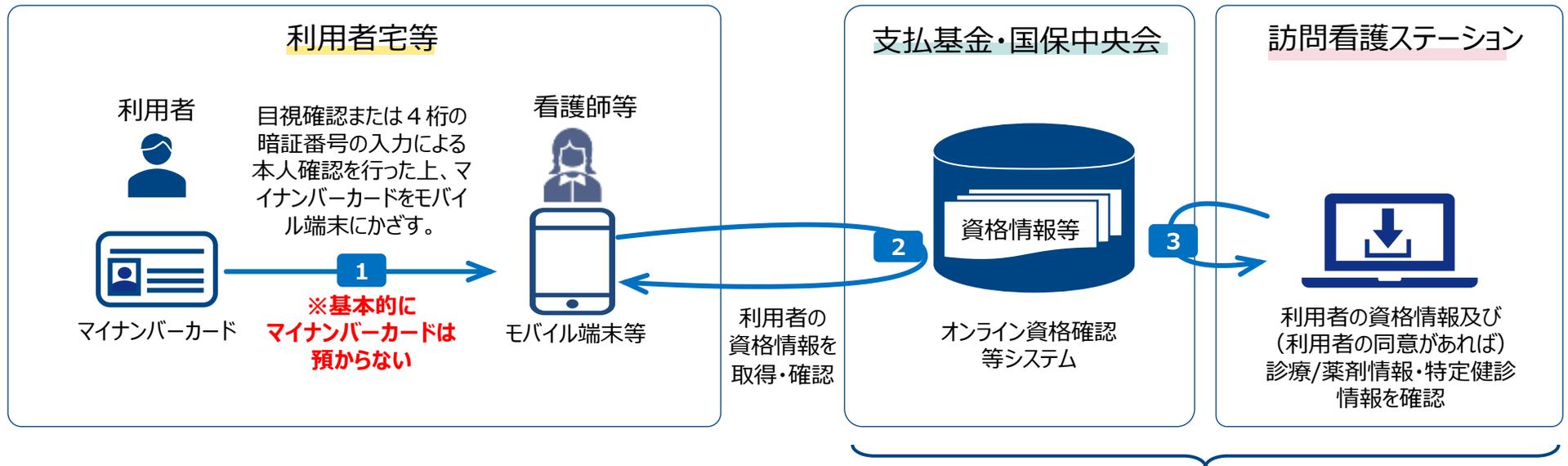
※令和6年12月請求分よりオンライン請求についても義務化されていますので、オンライン資格確認とあわせて導入してください。

オンライン資格確認で導入する機能の一部は、レセプトのオンライン請求での兼用が可能ですので、一体的な導入が効率的です。本資料でも適宜ご説明いたします。

# 1. オンライン資格確認について

## 訪問看護におけるオンライン資格確認

- 訪問看護におけるオンライン資格確認とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



継続的に訪問看護が行われている間、  
最新の資格情報の取得が可能

※ 当該訪問看護ステーションとの継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、初回訪問時に取得した被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会も可能。
- 併せて、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診情報が閲覧可能

# 訪問看護におけるオンライン資格確認のメリット

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

## 利用者

### マイナンバーカード1枚で訪問看護を利用可能

- 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

### 過去の薬剤情報等の提供が可能

- これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

## 訪問看護ステーション

### 資格確認業務の負荷軽減

- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

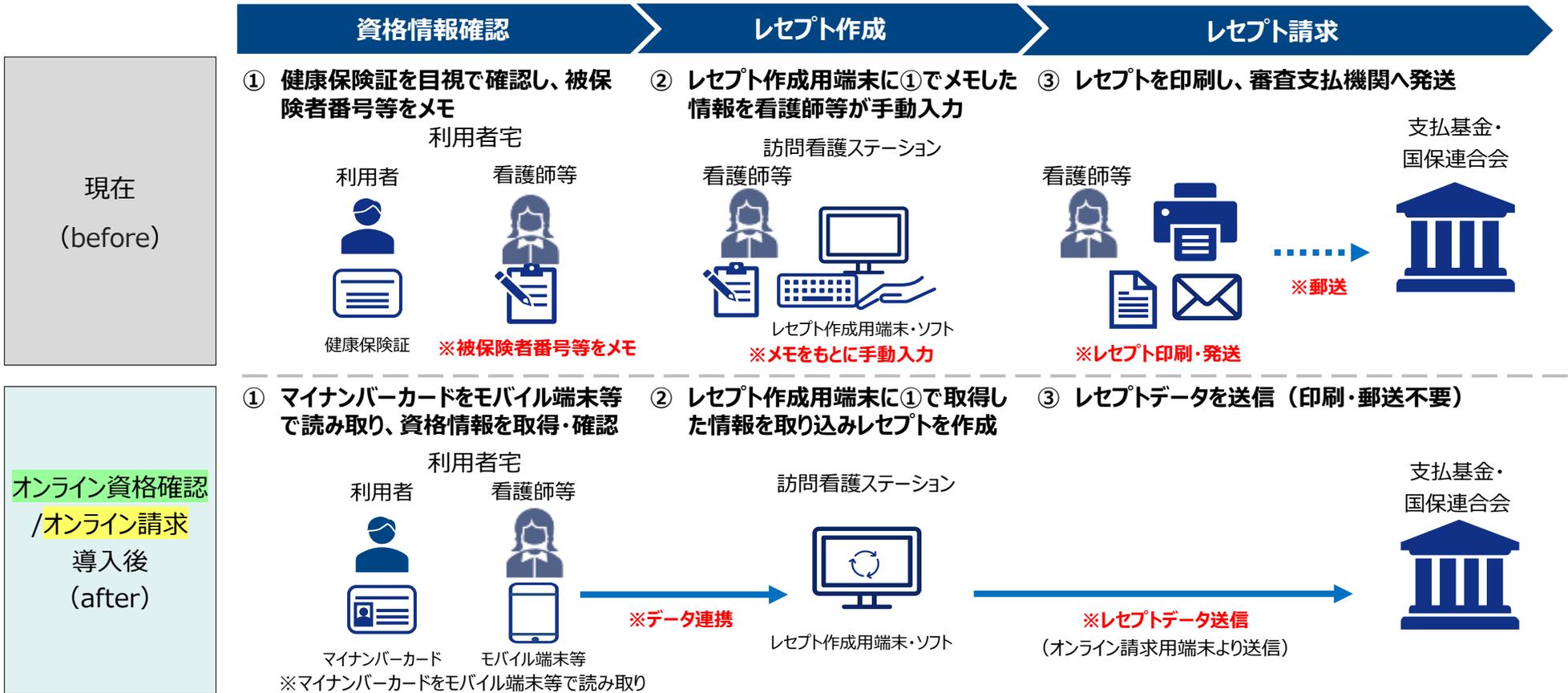
### 業務の更なる効率化

- 訪問看護ステーション内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

# オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

- 最新の資格情報をその場で確認できることや、審査支払機関が職権で資格情報の軽微な不備を補正できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報（被保険者番号等）の手入力が不要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。



## 2. オンライン資格確認の義務化について

# 医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の義務化

## 基本的な考え方

- オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療DXの基盤となるもの。

## 具体的な内容

(訪看基準等（省令）※令和6年12月施行)

- 指定訪問看護ステーションにオンライン資格確認の導入を義務化
  - やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることが可能。
- 訪看基準等：指定訪問看護事業者等が指定訪問看護を行う上で守らなければならない基本的な基準  
(違反の内容によっては、指定訪問看護事業者等の指定取消しとなり得る法令。違反を確認した場合には、まず集団指導を実施)

※訪看基準の第8条第2項等により、指定訪問看護事業者等は、患者が訪問看護を利用する際に、患者から求められた場合にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認によって患者の保険資格の確認を行う必要があります。  
(継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降は初回訪問時に取得した資格情報等での確認も可能)

## 経過措置（オンライン請求・オンライン資格確認）

- 下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、原則として、医療機関等向け総合ポータルサイトの「[届出フォーム](#)」から、訪問看護ステーションごとに届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。
- やむを得ない事情により導入が間に合わない・できない訪問看護ステーションは、経過措置の届出をお願いします。

やむを得ない事情	期限	オンライン 請求	オンライン 資格確認
電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで	○	×
令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
オンライン請求／オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求／オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで	○	○
改築工事の場合	改築工事が完了するまで	○	○
廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上（令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上）である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※ 上記の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで	○	○



届け出フォームは  
[こちら](#)

医療保険分の**レセプト請求がない施設**は、その旨を特に困難な事情として記載した猶予届出をご提出いただければ**経過措置の適用を受けることができます**。

また、レセプト請求がごく少数の施設は、その旨と具体的な件数を記載した猶予届出をご提出いただくことで、経過措置の適用を受けられる場合があります。

# (参考) 経過措置の届出様式

(別添)

オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猪予想届出書

様式

## I. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
④ 所在地	〒		
	(都道府県)		
	③ 保険機関コード	6	
		都道府県番号	点数表番号
		指定訪問看護ステーションコード(7桁)	

## II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容

ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猪予想型も共通)  
 イ. オンライン請求のみ  
 ウ. オンライン資格確認のみ

⑥ 該当する経過措置の猪予想型

- 第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】
- 第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完の訪問看護ステーション(システム整備中)
- 第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)
- 第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション
- 第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション
- 第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション

⑦ ⑥の選択に応じた補足事項

第1号	回線機能障害の理由	
第2号	システム事業者との契約日 (遅くとも2024年10月末)	西暦 年 月 日
	作業完了見込み時期 (遅くとも2025年6月末)	西暦 年 月
第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された)	
	(2.の場合 整備された時期	西暦 年 月 日)
第4号	工事開始日	西暦 年 月 日
	工事終了予定日	西暦 年 月 日
第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2025年6月末)	西暦 年 月 日
第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。	
	ア: 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(=全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前) (最も若い常勤職員の生年月日 西暦 年 月 日)	
	イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)	

⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

代表者名

審査支払機関  
厚生支局 } 御中

住所 〒  
メールアドレス:

## (記入等に当たっての留意点)

- 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年10月末までに、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを經由して審査支払機関及び地方厚生(支)局に届出を行うこと。
- ①・②・④欄には、指定訪問看護事業者の指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)=6、指定訪問看護ステーションコード(7桁))を記入すること。  
(参考)都道府県番号:北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
- ⑤欄には「ア〜ウ」のうち経過措置の届出を行う内容を選択して記入すること。
- ⑥欄には「第1号〜第6号」のうち届け出る経過措置の猪予想型を選択して記入すること。
- ⑦欄には⑥欄の選択に応じて補足事項を記入すること。特に
  - 第1号の場合、電気通信回線設備の機能障害によりオンライン請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届け出るまでに判明しない場合は、その旨を記入すること。
  - 第3号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない/2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
  - 第6号の場合、「ア・イ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「ア」と記入した場合は、常勤の看護職員その他の従業者のうち最も若いものの生年月日を記載欄に記入すること。また、「イ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号〜第5号又は第6号アの条件を満たす項目と同視できる事情(「休廃止を予定している(時期未定)」、「介護保険で紙レセプトによる請求を行っている」等)を複数抱えている場合は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

## (添付書類について)

- 届出を行う際、併せて⑥欄で選択した猪予想型に応じて以下の書類を添付すること。
  - 第1号: ⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
  - 第2号: 契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と契約したことが確認できる書類
  - 第6号: アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。

# 導入に向けた準備作業の概要

## 1.

### 見積依頼・発注

#### 1-1

#### 見積のご相談・ご依頼

まずは①導入支援事業者（注）と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者にご相談し、見積依頼を進めてください。

##### ◆主な見積対象



モバイル端末等  
（現在お使いの業務端末も併用可）



オンライン資格確認/  
オンライン請求用端末  
（導入支援事業者）



レセプト作成用端末・ソフト（現在契約しているレセコンのソフト改修）



オンライン資格確認/  
オンライン請求用  
ネットワーク回線の敷設  
（IP-VPN接続方式またはIPsec+IKE接続方式）（導入支援事業者）

##### < ☑チェックリスト >

- 現在の利用状況の確認
- 見積のご相談・ご依頼

#### 1-2

#### 発注

見積内容を確認後、発注を行ってください。発注後、導入支援事業者等と相談しつつ、導入に向けた準備作業を行ってください。

##### ◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注（契約）

##### < ☑チェックリスト >

- 発注

## 2.

### 導入・運用準備

#### 2-1

#### 導入

まず、下記 1. の各利用申請を行ってください。システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。こうしたセットアップについて、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。

また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者へレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。

##### < ☑チェックリスト >

##### 1. 総合ポータルサイトにおいて

- 「新規ユーザー（アカウント）登録」
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請
- 電子証明書発行申請  
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

##### 2. 現地での導入手続

- オンライン資格確認/オンライン請求システムのセットアップ（導入支援事業者）
- レセプト端末のソフト改修（レセコン事業者）
- 接続・運用テスト

#### 2-2

#### 運用準備

業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

居宅等での利用者への対応やステーションでの事務などをイメージいただき、導入後の業務等の確認を行ってください。

##### ◆運用準備例



業務の確認

##### < ☑チェックリスト >

- 業務等の変更点の確認

上記は一般的な準備のステップとなります。各ステーションにおけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは**導入支援事業者**にご確認ください！



# STEP 01 : 見積のご相談・ご依頼

## 見積のご相談・ご依頼

現在の利用状況を踏まえた見積のご相談・ご依頼を行ってください

※①導入支援事業者と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者とで調整先が異なる点にご留意ください

### ☑チェックリスト

#### ☐現在の利用状況の確認

- ーレセプト作成用端末・ソフトの有無、製品名
- ーネットワーク回線の確認 ※事業者名、回線種別、サービス名

#### ☐見積のご相談・ご依頼

- ー導入支援事業者へ**オンライン資格確認**及び**オンライン請求**の導入について見積をご相談・ご依頼し、導入を希望する時期もお伝えください。（導入支援事業者には、お使いのレセプト作成用端末の事業者・製品名、ネットワーク回線の状況等もお伝えください。）
- ー並行して、レセプト作成用端末（レセコン）の事業者にもソフト改修の見積をご相談・ご依頼ください。

#### ◆主な見積対象



モバイル端末(スマホ・タブレット)  
(マイナカードの読取可のもの。  
現在お使いの業務端末も併用可)

※導入支援事業者がパッケージ商品として販売する可能性があります



**オンライン資格確認/  
オンライン請求用端末**

見積依頼先：導入支援事業者



レセプト作成用端末/  
レセプト作成用ソフト  
(現在契約しているレセコンのソフト改修)

見積依頼先：レセプト作成用端末（レセコン）の事業者



**オンライン資格確認/  
オンライン請求用ネットワーク回線**  
の敷設(IP-VPN接続方式またIPsec+IKE接続方式)

見積依頼先：導入支援事業者

## STEP 02 : 発注

### 発注

導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者から受領した見積内容を確認後、  
発注を行ってください

できるだけ早期にオンライン資格確認/オンライン請求に係る各種申請手続きを行ってください

チェックリスト

発注

#### 【留意事項】

- ✓ 導入支援事業者においては、機器準備や現地での導入作業要員の手配が必要なため、発注から機器の搬入、現地でのセットアップ作業まで時間がかかります。  
実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、導入支援事業者とお早めにご相談ください。
- ✓ 導入支援事業者とご相談するとともに、並行して、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者に対してソフト改修のご相談・見積を進めてください。

## STEP 03 : 導入

### 導入

### 医療機関等向け総合ポータル上での対応

- まず、医療機関等向け総合ポータルサイトへの新規ユーザー（アカウント）登録を行ってください。
  - アカウント登録後、総合ポータルサイトにてオンライン資格確認/オンライン請求の利用申請をそれぞれ行ってください。
  - 利用申請完了後、電子証明書の発行申請を行ってください。  
※電子証明書はオンライン資格確認/オンライン請求共通です。
  - 電子証明書が発行されると、「電子証明書発行通知書」が簡易書留で郵送されます。
  - 電子証明書発行通知書が届きましたら、システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策、運用テストを実施していただくこととなります。こうした機器のセットアップ・設定作業については、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。
  - また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者へレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。
  - 導入支援事業者などが現地に作業員を派遣して機器の搬入から設定まで作業することとなる場合、ステーション職員の立会いも必要な場合があります。導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者のどちらの事業者の作業も必要となります。
- **医療機関等総合ポータルサイト上で対応いただく、「新規ユーザー（アカウント）登録」、「オンライン資格確認/オンライン請求の利用申請」、「電子証明書の発行申請」も必要となります。**

## 〈参考〉 STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

### 医療機関等向け総合ポータルサイトトップページ

- 医療機関等向け総合ポータルサイトへアクセスし、「新規ユーザー登録はこちら」を押下してください。

#### 医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスに係る情報や導入に係るお知らせ、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。



医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

The screenshot shows the home page of the portal site. The 'New User Registration' button is highlighted with a red border. Below it are buttons for 'Login', 'Medical Institutions New/Deletion/Code Change', 'Notice', 'Frequently Asked Questions', 'Contact Us', 'Online Qualification Confirmation/Request', 'Electronic Prescription Management Service', and 'Electronic Card Information Sharing Service'.

アクセスはこちらからも可能です ▶



# 3

## 3. オンライン資格確認等に関するサポートや マイナ保険証利用促進

# お問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認**と**オンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは**導入支援事業者等**へご相談ください。

## オンライン資格確認等 コールセンター

(医療保険分) オンライン資格確認の 概要・各種届出書類
導入・準備に係る対応 (例:モバイル端末等)
運用テストに係る対応や スケジュールの詳細
費用補助 (金額や手続き等)
オンライン資格確認/オン ライン請求の兼用端末
電子証明書に係る対応

**電話**



- **営業時間:** 平日8:00~18:00 土曜日8:00~16:00 (いずれも祝日を除く)
- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)  
※お問い合わせの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

---

**お問い合わせフォーム**



- **操作手順**  
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。  
※回答までに日数を要する場合があります。



**アクセスはこちら**

## オンライン請求 サポートデスク

オンライン請求システムの 操作、オンライン請求用端 末の設定
ネットワーク回線

**電話**



- **営業時間:** 平日8:00~21:00 休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む  
(8日から10日は8時から24時、13日から月末は9時から17時 いずれも休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む)
- **電話番号:** 0120-60-7210 (通話無料)

**電話**



- **営業時間:** 平日9:00~17:00 休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む  
(5日から7日は8時から21時、8日から10日は8時から24時 いずれも休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む)
- **電話番号:** 0120-220-571 (通話無料)

# ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは訪問看護(医療保険分)におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト(医療保険請求分)におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続(利用申請・補助金申請等)を行うための総合ポータルサイトです。



- 新規ユーザー登録はこちら  
初めてご利用になれる方はこちらから
- ログインはこちら  
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから
- 医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら
- お知らせ
- よくある質問
- お問い合わせ先
- オンライン資格確認  
オンライン請求
- 電子処方箋管理サービス
- 電子カルテ情報共有サービス

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

### 診療報酬情報提供サービス

-- Various Information of Medical Fee --

- トップページ
- 診療報酬改定
- 基本マスター関連
- レセプト電算処理関連
- 薬価情報情報開示システム
- その他

#### 訪問看護レセプト(医療保険請求分)の電子化に関する情報

訪問看護ステーションにおけるオンライン請求(医療保険分)とオンライン資格確認は、令和6年6月(オンライン請求は令和6年7月請求分)から開始となり、令和6年12月2日(オンライン請求は令和6年12月請求分)から義務化となります。

本ページにおいては、訪問看護(医療保険分)のオンライン請求に関する内容について主にシステムベンダ向けに整理した資料を掲載しています。

なお、訪問看護におけるオンライン資格確認・オンライン請求に関する最新の情報については、[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)に掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

- 記録条件仕様(訪問看護)  
記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。
- 標準仕様(訪問看護)  
標準仕様とは、訪問看護レセプトコンピュータによって電子レセプトを作成する際のエラーチェック等の仕様に一定の基準を定めたものです。

診療報酬情報提供サービス



[https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece\\_nursing\\_menu.jsp](https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp)

## 導入支援事業者のお問い合わせ先のご案内

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

#	導入支援事業者名	商品紹介URL等	対象エリア	導入までにかかる期間	問い合わせ先
1	菱洋エレクトロ 株式会社	<a href="https://ryoyo-embedded-solutions.jp/onlineshikaku/">https://ryoyo-embedded-solutions.jp/onlineshikaku/</a>	全国（離島、山岳地区 は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：050-1706-2965 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： <a href="#">こちらをクリック</a>
2	リコージャパン 株式会社	<a href="https://www.ricoh.co.jp/products/list/ricoh-online-eligibility-verification-system/visiting-nursing">https://www.ricoh.co.jp/products/list/ricoh-online-eligibility-verification-system/visiting-nursing</a>	全国（離島、山岳地区 は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：0120-892-111 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ※下記の「お問い合わせフォーム」でご連絡いただきますと、後のご連絡がスムーズです。 ○お問い合わせフォーム： <a href="#">こちらをクリック</a>
3	株式会社 NTTデータ中国	<a href="https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/houkan.html">https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/houkan.html</a>	全国（離島、山岳地区 は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：082-567-4810 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○メール： <a href="mailto:houkan@its-center.net">houkan@its-center.net</a>
4	NTT東日本 （東日本電信電話株 式会社）	<a href="https://business.ntt-east.co.jp/content/online-shikakukakunin/hokan.html">https://business.ntt-east.co.jp/content/online-shikakukakunin/hokan.html</a>	NTT東日本エリア	約2か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： <a href="#">こちらをクリック</a>
5	NTT西日本 （西日本電信電話株 式会社）	<a href="https://www.ntt-west.co.jp/smb/online-shikaku/houmonkango/">https://www.ntt-west.co.jp/smb/online-shikaku/houmonkango/</a>	NTT西日本が提供する フレッツ光サービスの 提供エリア	約3～4か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： <a href="#">こちらをクリック</a>
6	株式会社 C・S・R	<a href="https://csresolution.jp/wp-content/themes/csr/images/business/nurse-online-license.pdf">https://csresolution.jp/wp-content/themes/csr/images/business/nurse-online-license.pdf</a>	全国（沖縄県・離島・ 山岳地区は別途ご相 談）	約2か月	○電話番号：03-6907-3017 受付時間：平日9:00～18:00（年末年始を除きます） ○メール： <a href="mailto:onshi@csresolution.jp">onshi@csresolution.jp</a>

※ 導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売しています。

※ 導入にかかる期間は契約内容や訪問看護ステーションの環境によって異なります。

# 訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（1/3）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

施設掲載用ポスター

とっても簡単! マイナンバーカード

1 同意の確認  
診療・検査・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認  
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認  
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了  
カードをご利用ください。

医師DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001262396.pdf>

このポスターは「訪問看護医療DX情報活用加算」の提示する施設基準を満たします。



利用者配付用リーフレット（概要版）

訪問看護を利用する際は、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました。

とってもカンタン! ぜひマイナンバーカードをご利用ください

1 同意の確認  
診療・検査・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認  
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認  
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了  
カードをご利用ください。

マイナ保険証をご利用の際は、マイナンバーカードでの資格確認が困難な方に医師の方、医師のある方等は、お願いいただくことで、資格確認書を交付します。（交付時の申請は不要）

マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの申請に関する電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切りにご注意ください。

※申請に必要がない場合の有効期限は、発行からの有効期限は異なります。マイナンバーでも確認できます。

0120-95-0178

<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001305315.pdf>



# 訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（2/3）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

利用者配付用リーフレット(マイナ保険証のメリット)

**マイナナンバーカードを健康保険証としてご利用ください**

健康保険証として利用するメリット

- 一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられます
- 高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります
- 訪問看護での資格情報（医療保険）の毎回の提示が不要になります

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001370308.pdf>



利用者配付用リーフレット  
(マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み方法)

**ぜひ健康保険証としてマイナンバーカードをご利用ください**

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、お手持ちのスマートフォンから以下の手順でご登録ください

STEP1 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り

STEP3 健康保険証の利用登録

完了!

訪問看護を利用する際は、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001305319.pdf>



# 訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（3/3）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

利用者配付用リーフレット  
(マイナンバーカードの申請方法)



**マイナンバーカードの申請方法**

マイナンバーカードとは？  
写真でもオンラインでも、使える法的な本人確認書類

4つの申請方法の手続きはこちら

- スマートフォン**
  - 1 スマートフォンを準備
  - 2 スマホで申請申請書の二次元コードを読み取る
  - 3 申請書のWebサイトでメールアドレスを登録
  - 4 申請書内容の自己確認のURLを開く
- パソコン**
  - 1 パソコンで申請書準備
  - 2 申請書内容のWebサイトでメールアドレスを登録
  - 3 申請書のWebサイトでメールアドレスを登録
  - 4 申請書内容の自己確認のURLを開く
- 証明写真機**
  - 1 カメラ付きの個人用デジタルカメラを準備
  - 2 申請書のWebサイトでメールアドレスを登録
  - 3 申請書内容の自己確認のURLを開く
- 郵便**
  - 1 申請書と必要写真などを郵送する
  - 2 申請書のWebサイトでメールアドレスを登録
  - 3 申請書内容の自己確認のURLを開く

取ったら、健康保険証として登録

0120-95-0178

よくある質問～マイナ保険証について～



**よくある質問～マイナ保険証について～**

マイナンバーカードって安全なの？

マイナンバーカードは、プライバシーに関し、個人情報は登録されないほか、偽造防止などの対策がとられており、安全なカードが提供されています。

マイナンバーカードってどうやって作るの？

スマートフォンから申請の場合、証明写真機での申請が可能です。また、施設や個人を営む小売業等の職員が利用、申請のサポートを実施している施設もあります。詳しくはマイナンバーカードの申請方法のリーフレットをご覧ください。

マイナンバーカードを健康保険証利用することで、利用者側のメリットはあるの？

健康保険（国民健康保険）に加入した場合は、健康保険料を軽減することができます。また、健康保険料を減額する場合は、健康保険料が軽減されます。また、健康保険料を減額する場合は、健康保険料が軽減されます。

毎回マイナ保険証を提示する必要はあるの？

マイナ保険証は提示が必要な場合があります。ただし、健康保険料を軽減する場合は、健康保険料が軽減されます。

「電子証明書が失効しています」と表示されました。どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、健康保険料を軽減するために、マイナ保険証を利用する必要があります。また、健康保険料を軽減するために、マイナ保険証を利用する必要があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400/00/001477792.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001477683.pdf>



# 参考

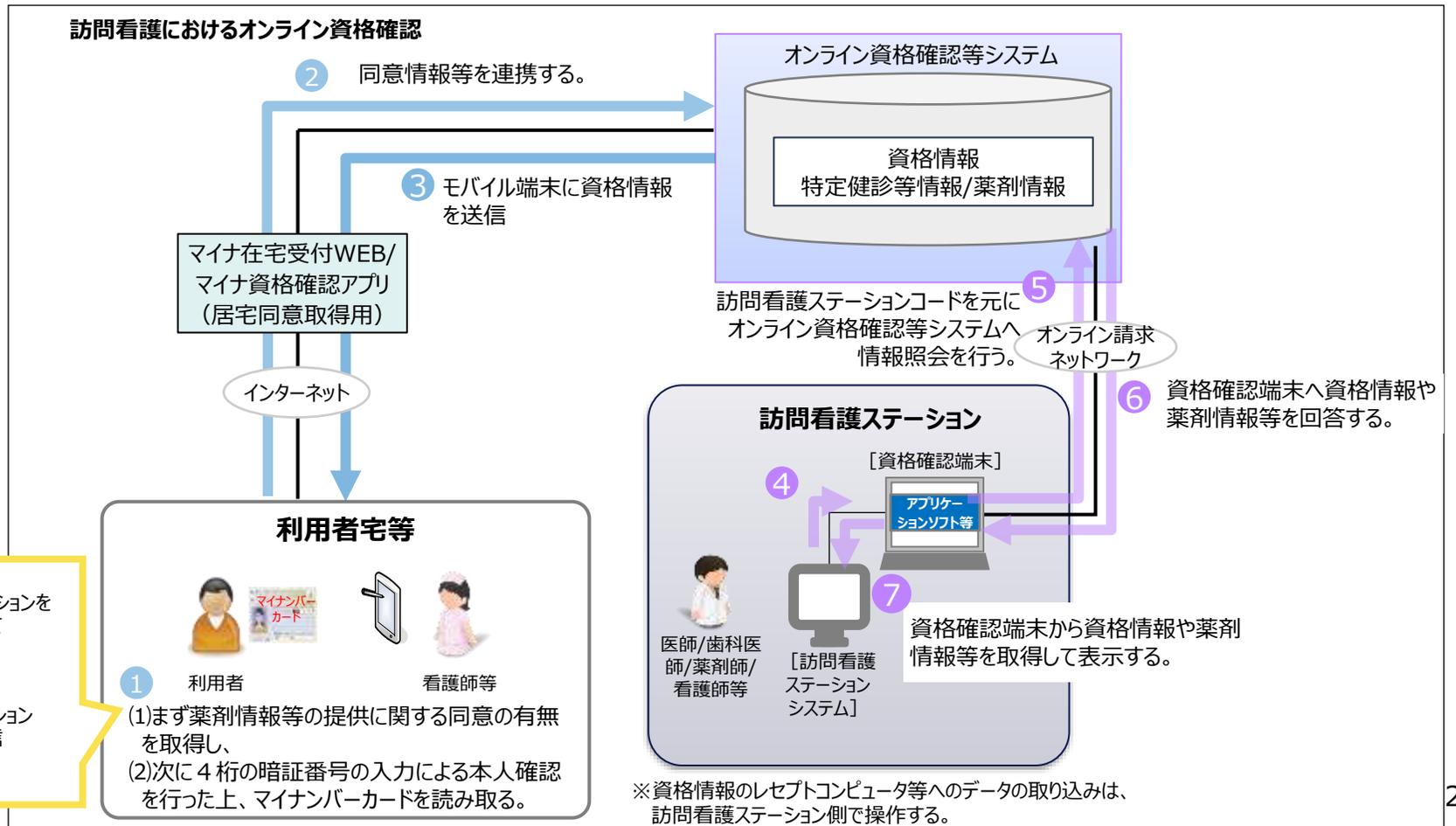


# オンライン資格確認導入後の 訪問看護における資格確認等の流れ



# 訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



# 「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」の違いについて

訪問看護ステーションでは「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」のどちらもご利用いただけます。資格確認の方法や対応デバイスが異なりますので、ご利用したい機能やお手持ちの端末に応じてご利用ください。

## マイナ在宅受付Web（令和6年2月～）

## マイナ資格確認アプリ（令和6年10月～）

本人確認の方法

- ・ **暗証番号（4桁）**の入力による本人確認。

- ・ **暗証番号（4桁）**の入力、または**マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認。

対応デバイス  
（端末）

- ・ ノートPC
- ・ スマートフォン
- ・ タブレット ※iPadは未対応

- ・ ノートPC
- ・ スマートフォン
- ・ タブレット **※iPadに対応**

**「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」では利用可能な端末が異なります。**詳細は以下URLからご確認ください  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011665](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011665)

ご利用方法

P29～33を参照  
※詳細な手順は以下URLからご確認ください  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011365](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365)  
2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら  
> ③ 操作マニュアル  
> G：マイナ在宅受付Webについての操作手順

P34～40を参照  
※詳細な手順は以下URLからご確認ください  
[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011365](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365)  
2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら  
> ③ 操作マニュアル  
> H：マイナ資格確認アプリのセットアップ作業と使い方

※マイナ資格確認アプリではマイナンバーカードの健康保険証利用登録が可能です

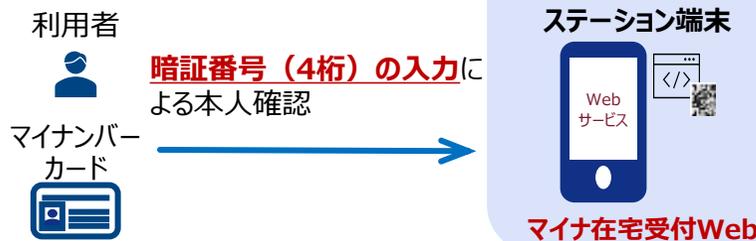
# 訪問看護における オンライン資格確認（暗証番号を用いない資格確認）

マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで資格情報の確認ができます（令和6年10月～）。

## オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入後

- モバイル端末等から**Webサービス（マイナ在宅受付Web）**にアクセスして資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**による本人確認。

資格確認の方法

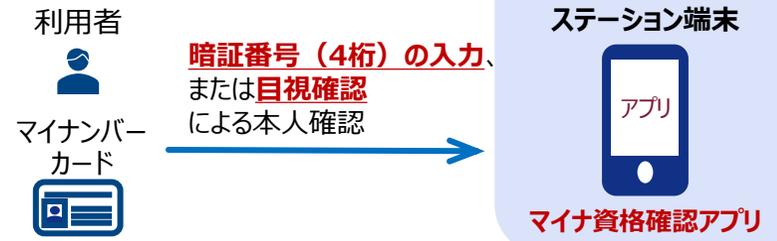


対応デバイス

- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadは未対応

## 令和6年10月に実装

- モバイル端末等から**アプリ（マイナ資格確認アプリ）**を用いて資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**、または**マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認。



- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadに対応

※引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません。

- 「マイナ在宅受付Web」ご利用の場合



# 「マイナ在宅受付Web」の利用

## 訪問看護ステーションでの事前準備：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、「**訪問診療等機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、**《訪問診療等機能》**を「利用する」に変更してください。

### 訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く  
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更



# 「マイナ在宅受付Web」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備：URL・二次元バーコード取得方法

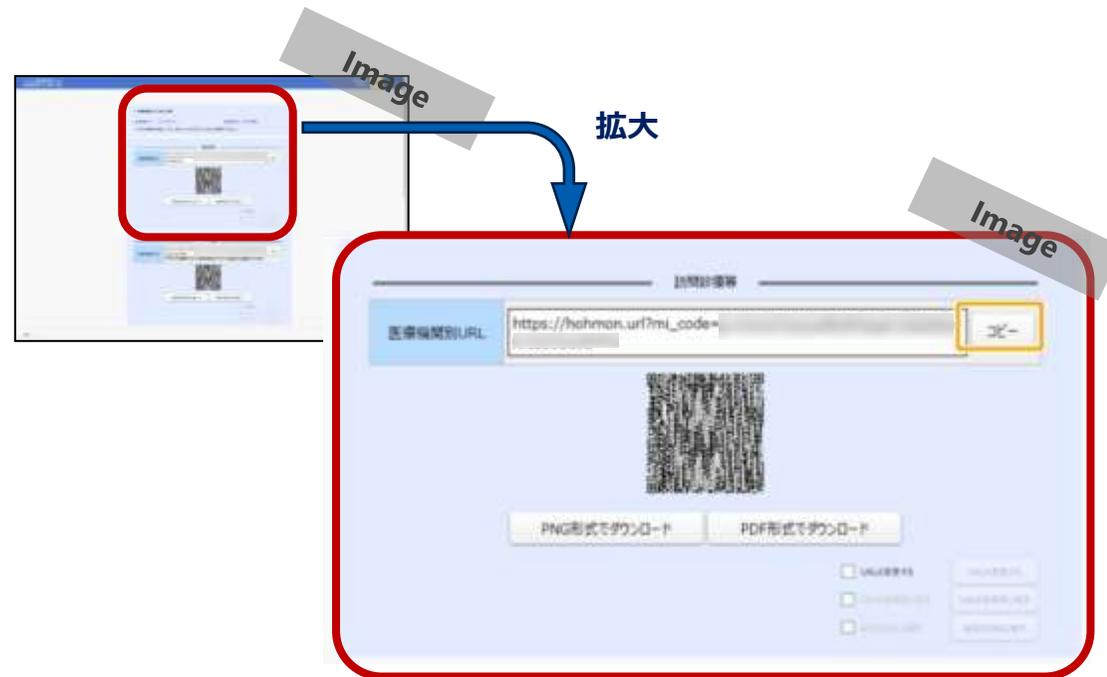
- ・ 訪問看護ステーションの事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- ・ 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- ・ 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

## 訪問看護ステーションでの事前準備

① 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く  
[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリック



② 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード



# 「マイナ在宅受付Web」の利用

## 初回訪問時に行う「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- マイナ在宅受付Webの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等がWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

### 利用者宅等

①訪問看護ステーションのモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ在宅受付Web」へアクセス

訪問看護ステーションのモバイル端末等



(読み取り機能付き)

※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

### 薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

②薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択

オンライン資格確認Web

#### 同意登録の準備と開始

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。

過去に完了した同意内容の確認・更新をしたい方は、右上のメニューボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

#### 同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

#### 1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。

#### 2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、マイナポータルサイト上にて登録するようお願いいたします。

同意登録をする

〇〇〇〇〇〇医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

#### 同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。

？を押すと各項目の詳細をご確認ください。

#### 手術情報の提供

同意する 同意しない

#### 診療情報および薬剤情報の提供

同意する 同意しない

#### 特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)

※ 40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。

同意する 同意しない

#### 限度額情報の提供

同意する 同意しない

#### 特定疾病療養受療証情報の提供

同意する 同意しない

すべての項目に同意する

同意内容を確認する

1 入力 2 確認 3 完了

#### 同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

#### 登録内容

- 手術情報の提供 同意しない
- 診療情報および薬剤情報の提供 同意しない
- 特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) 同意しないまたは40歳未満
- 限度額情報の提供 同意しない
- 特定疾病療養受療証情報の提供 同意しない

同意内容を登録する

マイナンバーカードの利用者証明電子証明書のパスワードを入力していただきます。

選択内容を修正する

画面下部に移動します

次頁へ

# 「マイナ在宅受付Web」の利用

## 初回訪問時に行う「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移した後に、利用者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

### 本人確認（マイナポータル）

#### ③利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす



※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようにご注意ください。

### 同意登録、資格確認

#### ④同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認



- 「マイナ資格確認アプリ」ご利用の場合



# 「マイナ資格確認アプリ」の利用

## 訪問看護ステーションでの事前準備：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、「**訪問診療等機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**訪問診療等機能**》を「利用する」に変更してください。

### 訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く  
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更





# 「マイナ資格確認アプリ」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備：アクティベーションコードの発行

- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただく場合は、各訪問看護ステーションの事前準備としてモバイル端末の初期設定を行う必要があります。初期設定を行うためには、まず、資格確認端末のオンライン資格確認等システムからアクティベーションコードを発行します。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリックします。
- 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。
- アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

## 訪問看護ステーションでの事前準備

### ① 資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリック



### ② 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリック



Aさんがスマホ1、スマホ2を、  
Bさんがタブレットを使用する場合の  
端末識別メモ情報の設定例  
①：Aのスマホ1  
②：Aのスマホ2  
③：Bのタブレット  
※複数台発行する場合は  
1台ごとに発行をクリックする必要があります

### ③ アクティベーションコードが発行される ※発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用



【手順書・マニュアル】の一覧 ([service-now.com](http://service-now.com))

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」を参照



# 「マイナ資格確認アプリ」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備：一般または医療情報閲覧アカウントの作成

- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただくためには「一般アカウント」または「医療情報閲覧アカウント」を作成する必要があります。複数端末でアプリを利用する場合は、利用する端末分のアカウントを作成してください。
- オンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリックします。
- 権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名（カナ）、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。
- 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。

## 訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリック



②各項目を入力し、《登録》をクリック



入力内容	
入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザーID	任意の半角英数字を入力 ※2桁以上8桁以下
ユーザ名	任意の名称を入力
ユーザ名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

【手順書・マニュアル】の一覧 ([service-now.com](http://service-now.com))

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第2章 アカウントを管理する」の「2 アカウントを登録する」を参照



# 「マイナ資格確認アプリ」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備：マイナ資格確認アプリの初期設定

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にApp StoreやGoogle Play等より「マイナ資格確認アプリ」をダウンロードします。
- マイナ資格確認アプリの利用規約を確認・同意します。
- 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリックします。
- 今後「マイナ資格確認アプリ」のログイン時に使用する4桁のパスコードを入力し、初期設定の完了です。

## 訪問看護ステーションでの事前準備

① App StoreやGoogle Play等より「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード



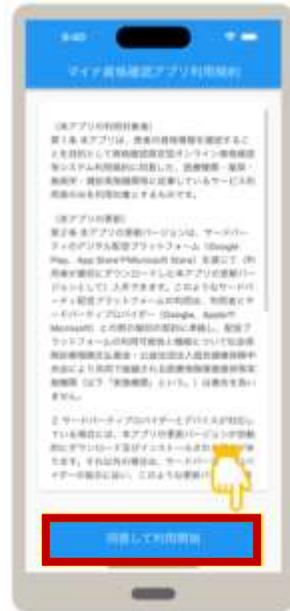
iOS



Android



② 利用規約を確認・同意



③ 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック



入力内容	
入力情報	説明
機関コード	10桁の訪問看護ステーションコード
ID	オンライン資格確認等システム「一般アカウント」「医療機関情報閲覧アカウント」アカウントのID
パスワード	オンライン資格確認等システム「一般アカウント」「医療機関情報閲覧アカウント」アカウントのパスワード
アクティベーションコード	オンライン資格確認等システムから発行したアクティベーションコード

④ ログイン時のパスコードを入力



[\[手順書・マニュアル\]の一覧 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

医療機関等向け\_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方を参照

# 「マイナ資格確認アプリ」の利用

## 初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（1/2）



- マイナ資格確認アプリでの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインします。
- 薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

### 利用者宅等

①訪問看護ステーション等のモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインする



### 薬剤情報等の提供に関する同意取得

②薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択



※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

# 「マイナ資格確認アプリ」の利用

## 初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（2/2）



- ・ 看護師等がマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）または、利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- ・ 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- ・ その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

### 本人確認

③看護師等がマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）または、利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす

#### 目視による本人確認

設定中の本人確認の方法

マイナンバーカードの裏面で目視確認



#### 暗証番号認証



### 同意登録、資格確認

④同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認



- ※ 目視による本人確認と暗証番号認証を切り替える場合は、同意設定画面右上の🔘より設定を変更してください
- ※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようご注意ください。

- 「マイナ在宅受付Web」「マイナ資格確認アプリ」  
資格情報の確認・再照会の手順

# 初回訪問後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 初回訪問時に資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等を用いて、訪問看護ステーションコードを元に利用者の被保険者番号等を取得できます。また、訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録することで次回の訪問前の照会をスムーズに行うことができます。

## 資格情報の照会・結果確認

### ①レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認



患者情報

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚男 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・枝番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

## 照会番号登録

### ②訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録し、 次回の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

## 2回目以降の訪問前に行うこと 「再照会」の手順

- 2回目以降の訪問前（継続的な訪問看護が行われている間）に、利用者の最新の資格情報と利用者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧（再照会）を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。利用者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

### 訪問する利用者情報をアップロード

- ①レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



### 照会結果を確認・ダウンロード

- ②アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



### 薬剤情報等の閲覧

- ③レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、利用者の情報を検索



※「継続的に訪問看護が行われている間」とは、レセプト請求の審査結果等を活用してシステム上で確認しています。初回訪問から、3か月を経過する日の属する月の末日まで再照会機能を利用することが可能であり、更にこれを継続する場合には、初回訪問から診療等が毎月継続していることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要があります。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。  
[オンライン資格確認・電子処方箋 - 「手順書・マニュアル」の一覧 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

- **オンライン資格確認導入済み施設の公表について**

## オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションを確認できるよう、厚生労働省HPにオンライン資格確認導入済み訪問看護ステーションのリストを掲載することといたしました。
- このリストに掲載するため、訪問看護ステーションにおかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインをして、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いします。
- なお、運用開始日を入力することは、「訪問看護医療DX情報活用加算」の届出に係る要件の一つとなっています。

### マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションはこちら

対象の訪問看護ステーションについては、徐々に拡大していく予定です。

▶ [X 居宅同意取得型のオンライン資格確認を導入済みの訪問看護ステーションリスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応） \[1.5MB\]](#)  (2025年11月2日)

※本リストは訪問看護ステーションからの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の訪問看護ステーションの事情によって変わることがございます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

# オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 運用開始日入力は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

## 「各種申請一覧」を押下



## 「オンライン資格確認の申請はこちら」を押下



## 「運用開始日登録」を押下

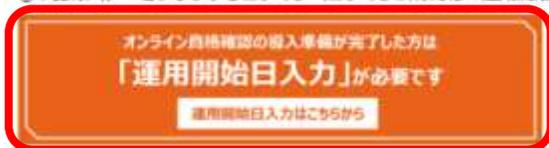


## バナーを押下

## 「運用開始日入力欄」を入力し、送信

### 「オンライン資格確認の運用開始日」の登録手順

③下記のバナーをクリックしログイン（ログイン済の方は「運用開始日登録」へ）



# オンライン請求について

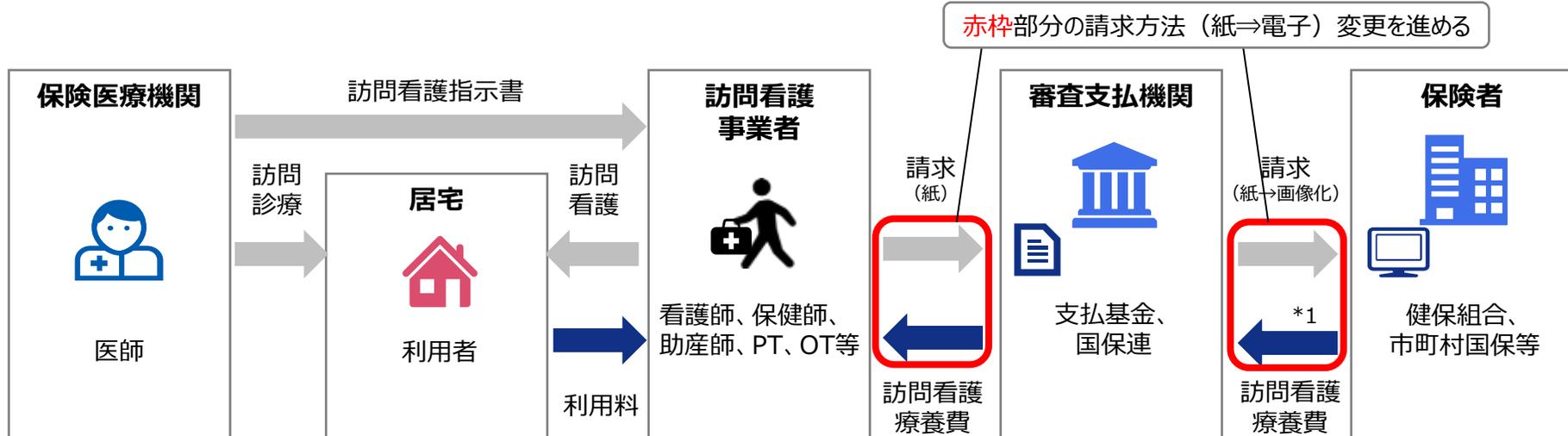


# 訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

## 1. 概要・目的

- **オンライン請求**とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおける**レセプト請求事務**や、審査支払機関・保険者等における**レセプト処理事務の効率化が図られます**。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、**レセプト情報の利活用**（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

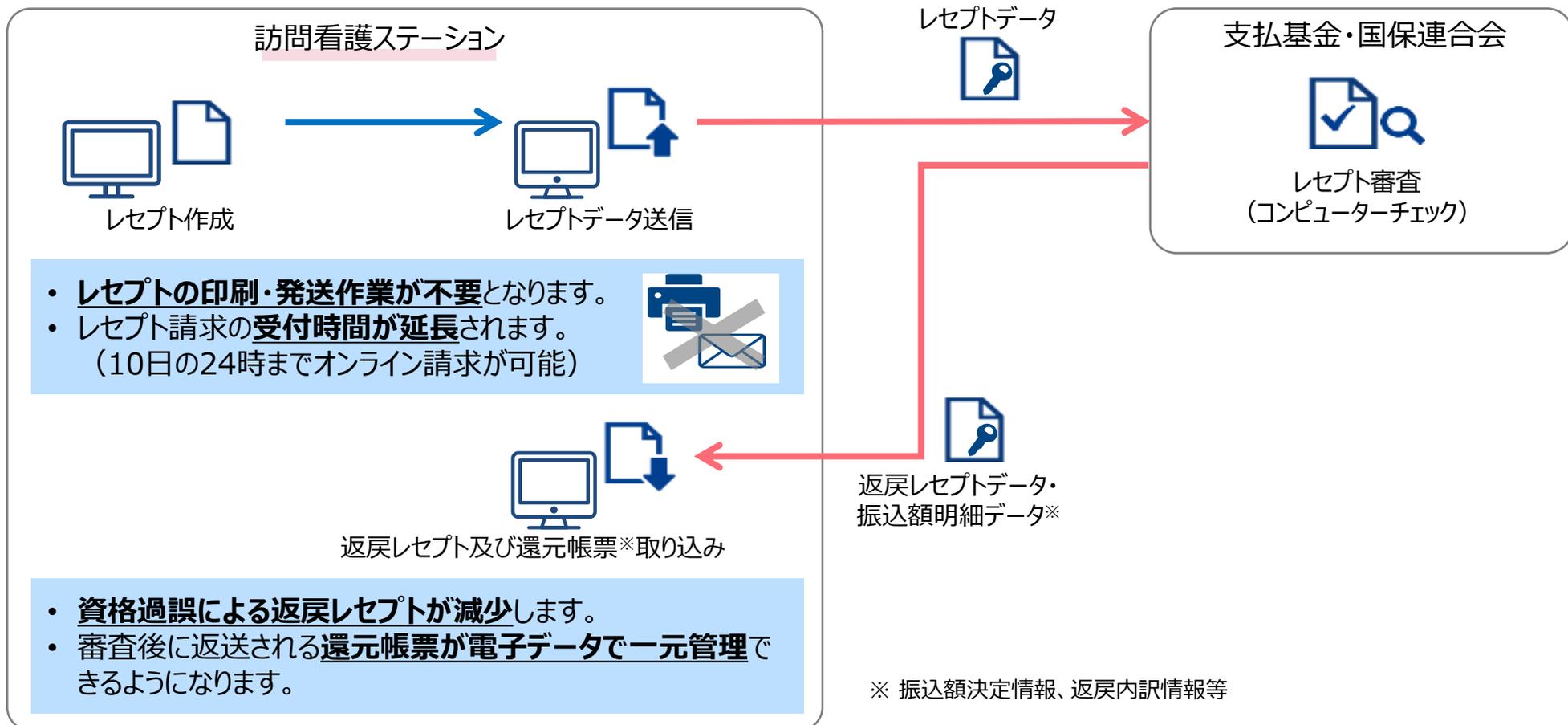
## 2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



\*1：保険者からの再審査請求は紙運用

# 訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求のメリット

- オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少します。



# 受講お疲れ様でした。

必ず画面右上の表示が「100%」になっていることを  
ご確認ください。

「100%」になっていたら受講完了です。